別紙３

交付対象農用地面積の変更理由等の調査について

第１　目的

本対策における交付金算定の対象農用地面積（以下「交付面積」という。）の変更については、過年度に交付した交付金の遡及返還に繋がる場合もあることから、面積変更の実態を把握し、適切な指導助言が行えるようにするものです。

第２　調査対象

全ての活動組織及び広域活動組織（以下「活動組織等」という。）が対象です。

第３　調査方法

下記事項を参照のうえ「別紙４\_交付面積変更理由等の調査表」の必要箇所に入力後、市町村で取りまとめのうえ「エクセルファイル」をメールにて提出してください。

なお、交付面積の変更事項に伴う交付金の返還の扱いについては、別紙５「多面的機能支払交付金の返還について」をご確認ください。

　１　提出期日　　**令和２年１０月８日（木曜日）※必着**

２　記載内容及び記入に係る留意事項

別紙４の記載内容及び留意事項は次のとおりです。

1. R1(H31)確定交付申請面積

継続の活動組織等について令和元年度中に申請された農地維持支払の交付面積を記載していますのでご確認ください。

1. R2.9.10時点交付申請面積

9月10日時点での道協議会で把握している農地維持支払の交付面積を記載していますのでご確認ください。

1. R2確定農地維持交付申請面積

「面積確認基準日」に基づく確定後の農地維持の交付面積を記載してください。

面積の変更がない場合も、確定面積を記載してください。

1. 変更面積（農地維持交付対象面積増減）

・継続組織について

①のR2確定交付申請面積に対し③のR2確定交付申請面積が変更されている場合に、変更された面積を自動で記載していますのでご確認ください。

・Ｒ2新規組織（Ｒ2から新たな期間となる継続組織を含む）について

②のR2.9.10時点交付申請面積に対し③のR2確定交付申請面積が変更されている場合に、変更された面積を自動で記載していますのでご確認ください。

　　　⑤　R2確定資源向上（共同）交付申請面積

　　　　　農地維持と資源向上（共同）の交付対象面積が異なる活動組織は、⑤に資源向上（共

同）の確定面積を記載してください。

⑥　面積変更理由及び当該面積等

④の増減の面積が記載されている活動組織は、全ての変更理由別に当該面積、地目

及び変更の理由等を記入します。

変更理由については、想定される内容を次のとおり例示しますので、参考に、具体

的な内容を記載してください。

なお、下記例示に当てはまらない理由等がありましたら、ご相談ください。

また、遡及の有無及び認定年度等の扱いは次のとおりです。

【想定される変更理由の例】

（１）やむを得ない理由

・道営事業による農道の用地買収

・高規格道路の建設に伴う仮設用地への提供

・農機具の収納施設（Ｄ型ハウス）の建設

（２）ほ場整備の精査

・換地の確定に伴う精査　※参考２の資料参照

（３）上記以外

・砂利採取に係る一時転用

・個人住宅の建設に伴う転用

・町営住宅の建設に伴う用地買収

・現況地目の移動（田→畑　等）

・北電鉄塔建設などに伴う除外［※収用適格事業に該当する場合は（１）の扱い］　※参考３の資料参照

【遡及の有無】

別紙５「多面的機能支払交付金の返還について」を参照の上、遡及の該当有無を確認し記載（選択）してください。

　なお、判断に迷う事例については道協議会と協議してください。

【認定年度及び区分】

認定年度は、現活動期間の認定初年度又は当該農用地を交付金算定の対象とした年度を確認し記載してください。

　　　　　区分は、当該農用地に係る交付金の区分（農地維持支払のみ又は農地維持支払＋資源向上支払（共同））を確認し記載（選択）してください。

次の場合は農地維持支払のみの返還となるので注意が必要です。

①　農地維持支払のみ取組の地区の場合。

②　白地農地を農地維持支払のみ対象にしている場合で、遡及返還の対象が当該白

地農地の場合。